

除草業務内容

1 この仕様書は、敬老センター庭園及び健康の森の除草等、安全管理、環境美化を図るため業務の内容を規定する。

2 業務内容は、下記のとおりとする。

敬老センター庭園内及び健康の森の除草管理（別紙、除草範囲図）

イワダレソウ・宿根バーベナ内、株物・生垣・芝生の中の雑草を手取り、芝生の刈り取りをする。（健康の森法面、芝桜の除草は含まない。）

発注者から指示された場合は、除草剤を散布する。

月	草取り	草刈り	合計
4月	216 時間	36 時間	252 時間
5月	216 時間	36 時間	252 時間
6月	216 時間	36 時間	252 時間
7月	108 時間	6 時間	114 時間
8月	108 時間	6 時間	114 時間
9月	108 時間	6 時間	114 時間
10月	216 時間	36 時間	252 時間
11月	216 時間	36 時間	252 時間
12月	216 時間	36 時間	252 時間
1月	216 時間	36 時間	252 時間
2月	216 時間	36 時間	252 時間
3月	216 時間	36 時間	252 時間
合計	2,268 時間	342 時間	2,610 時間

※ 除草作業については、各1ヶ月の期間内において、作業日が固まらないよう前期・中期・後期に分けて行うものとする。

3 完了報告・完了検査について

飛島村業務委託契約約款（検査及び引渡し）条項において、検査及び成果物の引渡しについて、現場写真及び図面等によって実施した成果が分かるものにおいて、検査に替えることができるものとする。

実施した内容については、必要に応じて現場の確認を行う。

提出する写真については、作業前・作業中・作業後の写真及び除草作業においては、取った後の草の写真も添付するものとする。

4 受注者は、作業中であっても、非常事態が発生し、又は、発生する恐れがある場合直ちに作業を中止し、利用者の安全を確保すること。

5 受注者は、発注者から作業の中止を指示されたときは、これに従わなければならない。

- 6 受注者は、作業中に村有の備品又は施設を破損した場合は、速やかに発注者に報告し、現状に復旧すること。
- 7 受注者は、作業中に事故等が発生した場合は、速やかに報告し、指示を受け処理するとともに、書面にて詳細を記し任意の事故報告書を提出するものとする。
- 8 事故等に十分注意して作業を行なうこと。
- 9 作業終了後、刈取った草等は、飛島村のごみ投棄場へ搬入すること。
- 10 受注者は、工事等で作業が出来ない場合は、発注者と協議して作業場所を変更すること。
- 11 作業が完了したときは、任意完了報告書を提出するものとする。
- 12 この仕様書に定めのないもの、または、疑義の生じた場合は、協議し定めるものとする。